

議会改革調査特別委員会記録

平成24年1月17日（火）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年1月17日（火）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前11時11分）	2
議員報酬及び議員定数の在り方について	2
派遣議員等の報酬の在り方について	8
休憩（午前11時49分）	10
再開（午前11時50分）	10
政務調査費の在り方について	10
散会宣告（午後0時14分）	14

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年1月17日（火曜日）

出席委員（8名）

委員長	堀井 勝	委員	木村 亮 太
副委員長	有山 正 信	委員	池上 典 子
委員	前田 富 枝	委員	山口 勤
委員	広瀬 ひとみ	委員	榊田 義 則

本日の会議に付した事件

1. 議員報酬及び議員定数の在り方について
2. 派遣議員等の報酬の在り方について
3. 政務調査費の在り方について

市議会事務局職員出席者

市議会事務局長	山下 寿 士	議事課課長代理	沖 卓 磨
市議会事務局次長	網谷 光 典	庶務課係長	居内 琢 磨
庶務課長	式田 多 秀	議事課係長	吉田 章 伸
議事課長	五島 祥 文	議事課主任	井田 昌 誕
庶務課課長代理	大西 佳 則	議事課主任	櫻井 啓 佑



○堀井 勝委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。網谷事務局次長。

○網谷光典市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、8名です。

以上で報告を終わります。

(午前11時11分 開議)

○堀井 勝委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○堀井 勝委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○堀井 勝委員長 これから調査に入ります。

まず、議員報酬及び議員定数の在り方についてを議題とします。

御協議いただく前に、委員の皆さんに御確認をいただくために、各会派の御意見について、事務局から説明をさせます。山下事務局次長。

○山下寿士市議会事務局次長 お手元の、一番上に乗っている資料の方をごらんいただきたいと思えます。

議員報酬と議員定数についてというところで、この表の「方向」というところは、前回までの委員会における各会派の御意見を、議員報酬の場合は報酬額を上げるのか、下げるのか、議員定数の場合は定数を増やすのか、減らすのかの方向性を矢印で表示させていただいております。なお、横線は現行どおりで、空欄は、前回の委員会の時点で具体的な御意見が出されていないということを表しております。あくまでも概略で記載をしておりますので、言葉が足りない点は補足していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず、自由民主党議員団では、議員報酬については、報酬等審議会の答申を参考にすることを視野に入れ、減額の方でということになっております。議員定数につきましては、ある程度の削減をという意見であります。

次に、日本共産党議員団では、議員定数は2人の増をと、そして、それにあわせて報酬は20%の減額をという御意見であります。

次に、未来に責任・みんなの会では、議員報酬、議員定数ともに具体的な数字はお示しをされていませんが、ともに削減をする方向でという御意見でありました。

次に、みんなの党市民会議では、議員報酬につきましては、具体的な数字はお示しされてはおりません。減額ということを言われております。議員定数につきましては、2人の削減という御意見でありました。

次に、公明党議員団では、議員報酬につきましては、減額に賛成で、具体的な数字の提示はされておませんが、報酬等審議会の結果を見極めること、国家公務員の給料削減の動向も踏まえるべきとの御意見でありました。議員定数につきましては、4人の削減をという御意見です。

次に、民主クラブでは、議員報酬については現行から7%の削減を、議員定数につきましては現行どおりでという御意見です。

最後に、民主市民議員団では、議員報酬、議員定数ともに、前回までの時点では具体的な方向性はお示しをされていないというところでございます。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 委員長でありますので、具体的数字は出さしていただけなかったと思いますが、ただいまこの席で申し上げます。

議員報酬については、今、報酬等審議会をやっておられますので、それを参考にして減額をしていきたいと、こういうことでございます。それから、議員定数については、皆さんの御意見がまとまれば、その方向でまとめさせていただきたい。

以上のおりでございます。

今、事務局から報告のありました内容について、補足されたいことや、それぞれの会派で検討されて具体的な数字を提示される部分などあれば、まずお伺いしたいと思います。いかがですか。池上委員。

○池上典子委員 みんなの党市民会議なんですけど、一応、議員報酬についてはまだ具体的な数字を出していないということで、補足したいと思います。

会派の意見としては、部長級の年収に連動するような形というのを考えておまして、その部長級の年収というのが、交通費を省きまして大体平均で1,005万6,221円、現在の議員報酬の大体9%程度の減額になると思うんですが、これが会派としての考え方で、また、報酬等審議会の考え方についても、それを尊重することについてはやぶさかではないという意見もまた入っております。

○木村亮太委員 私ども未来に責任・みんなの会といたしましては、報酬と定数に関して、あれ以降話し合いをいたしまして、具体的数値がある程度決まっていりましたので、御報告いたします。

報酬に関しましては、部長連動で約9%のカットをめどに考えております。定数に関しましては、有権者の数を考えますと、有権者1万人に1人というところで32というところで、2減あたりになるのではないかと、会派で意見がまとまっております。

以上でございます。

○山口 勤委員 補足説明でございますが、我が会派は、定数については、前回のスケジュール表のチャートのとおり、年度中にまとめる方向で進めていったらよいと考えております。以前言っていましたとおり、ここに書いてますけれども、4削減を主張しておりますが、何が何でも4削減にはこだわりません。他会派の意向もお聞きしながら決めていけばよいと考えております。

議員報酬については、今、国家公務員の給料削減の特別法案を政府が出しているところがありますし、その動向も見据えて、地方議会にもどのように波及していくのかということを考えながら、また、市長、特別職の報酬等審議会を現在行っており、その結果を見極めることも判断材料の一つだと、このように思っております。

以上です。

○前田富枝委員 議員報酬につきましては、前回申し上げたとおり、報酬等審議会の答申を参考にしてはということでした。

議員定数につきましては、他会派のいろいろな御意見を聞かせていただいて、2名ぐらいの削減が妥当じゃないかなという意見にまとまりました。

○榊田義則委員 私ども民主クラブは、数字を書いておりますけれども、今まで10%という

発言をされていて、何で7だということになるかと思しますので、ちょっと御説明を。

私どもの主張しております10%減というのは、おおむね市税減の部分が10%だから、それに合わせようということによってやっております、既に3%の議員報酬が削減されておりますので、それで残りの7%という数字になっているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

議員定数につきましては、現行どおりということにしておりまして、先般の委員会でも資料が出ておりましたけれども、既に大阪府下でも一番削減をしております、これだけ少なくなるとということと、総額という観点でいきますと、6%強でおおむね議員2人削減した効果があるということもございますので、それを踏まえると、議員定数は現状のままでいいのではないかなというふうに考えております。

○**広瀬ひとみ委員** 　うちは前から変わっていません。補足する意見もございません。

○**堀井 勝委員長** 　それでは、本件について、委員間での御協議をお願いします。広瀬委員。

○**広瀬ひとみ委員** 　ちょっと既に説明いただいている部分もあるかと思うんですけども、こうして表も出していただいているので、改めて議員定数削減ということでは委員の皆さんに、議員定数削減の意味なんですけれども、コストの削減のために減らすということなのか、それとも別の理由があつての削減なのか、その点、ちょっともう一度改めて御説明いただきたいんですけど。

○**前田富枝委員** 　経費の削減というのももちろんあると思うんですけども、議員さんが多いんじゃないかという、私も最初は現行のままでいいんじゃないかというのはあったんですけども、今、1万2,000人に1人の割合なんですけれども、減らしていくことも必要じゃないかと、コストも兼ねてという議論になりました。

○**有山正信委員** 　今、コスト面もあるんですが、全体的な民意がどこにあるかということをしつかりと。住民感情ですね。国民感情、また府民・市民感情いうところはどこにあるかということ、我々市議会も考えていかなければならないと。今、国会議員の削減についてもなかなかまとまらずに、非常に国民が、ある意味で言うと民意としてはまとまっていないと、非常にそういうふうなお声も多くなってる。府議会の方は一定の次回から定数削減するということで、かなり切り込んだ形になりました。そういう中で、議員の在り方も含めて、民意が、適正な議員数になっているのか、これは国・府と我々市町村の在り方も違うというふうな言い方されるかもしれませんが、そうではなくて、全体の民意がまず、議員の数が適正かどうか、多くないのかどうかというところをしっかりと踏まえて、きちんと我々独自で市議会として一定の削減を考えなければならない。まず、その点が1点であります。

あと、やはり市民感情からすると、そこも踏まえて議員の報酬、また定数について、議会がもっと切り込んで、そして今、市民生活が大変な中で、そこに市議会としてこたえていく、そういう意味で、定数削減について、私ども公明党議員団としてはこういう主張をさせていただいております。

○**木村亮太委員** 　定数の削減の意図というところだと思うんですけども、2つありまして、1つはコスト削減というところがあります。もう一つは、やはり議会のメンバーがまずはいわゆる身を切るところで、改革の意志というのを、議会側から行政に圧力をかけていくということもあるのかなと、その2つでございます。

○池上典子委員 今、いろいろ意見も出てると思うんですけど、先ほど梶田さんの方からもありましたけど、市税収入も落ち込む厳しい社会状況の中で、市民とともにある議会ということで、身を削る必要があるという思いがまず一番にあります。

そして、以前とちょっと異なってきたなと思うのは、有権者の意識が随分変わってるんです。ですから、議員がたとえ少し人数が減ったとしても、有権者の意識の中で補完をすることができるのではないかというふうに、うちの会派としては考えております。

○広瀬ひとみ委員 今、池上さんの言われた、補完することができるんじゃないかというところ、もうちょっと教えていただきたいんですけど。

○池上典子委員 今回、また4月以降に、基本条例なんかにも踏み込んでいくと思うんですけども、今までだったら、いろいろな議員がいて、いろいろな人たち、市民の意見を反映することができるというのが多分議会の役割だったと思うんです。それが、例えば基本条例にあるような、委員会の中でいろんな有識者の意見を聞くとか、議員自らが地域に出向いていろいろな方たちの話を聞くということで、その2人減ったという部分を補完することができるんじゃないかという、そういう考え方です。

○広瀬ひとみ委員 じゃ、議会に対する市民参加の手法とかというのをもっと充実させることによって、少ない人数でも十分に議会としての機能が果たせるような、そういう改革を進めることによって、定数削減を行っても市民と議会のパイプとかそういうものを保障しながら、これまで以上に市民に開かれた議会をつくり出していくことができるだろうと、そういうことでいいんですかね。

○池上典子委員 そうです。

○木村亮太委員 済みません。補足になりますけれども。

定数のところでおっしゃるとおり、大阪府内でも人口割合で見れば、枚方市がかなり削っているというのか、議員1人当たりの人口が多いというのは、そのデータとしてももちろん出てはいるんですけども、議員定数の方というのはなかなか根拠を作りにくいところでもあるのかなというのもあるんです。

我々がそこで考えたのは、減らすというのが全体の大きな流れになっているのを感じながらも、そこでむやみやたらに減らしていき続けるのもやはりどうかかと。極端な話、じゃ、1人になったらどうするんだというのもありますので。ですから、我々としては、有権者1万人に1人という新しいスタンダードというのを打ち出していったらなというのもあって、この32人というのを考えました。

○堀井 勝委員長 ちょっと私から聞いておきたいと思いますが、今、お2人から、1万人に1人ということで行くと、現時点でいけば32人だけれども、有権者が減少すればそれに合わせてまだ下げる、もしくは有権者が増えればまた上げるという、そういうことも可能だと、こういうことですね。

○池上典子委員 今、委員長の方からお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

私どもが同じように有権者1万人に1人というふうに考えております根拠というのは、やっぱり有権者数が40万人になりますと、それなりに、先ほど共産党さんのおっしゃられたように、民の声を生かしていくということもあります。でも、この議員の定数をどこまで減らすのか、どこまで増やすのかという、こういう議論に対しても決着を付けたい。だから、

有権者数1万人に1人で連動していくんだという議会の形をつくっていきたいという思いも、その中には入っております。

○**広瀬ひとみ委員** よくわかるんですけど、私、実際、この間も京丹後市の方に視察に行かせていただいて、忙しいことをしてはるなど、正直びっくりしたという、そういう実感だったんです。各議員が役割分担をしてやっていくことになると、本当に質が変わっていきますよね。今までの議会の、議員の質というのもね。今までの仕事をこなしながら、さらにプラスアルファその仕事をするというのは本当大変だなというのが正直なところです。今も結構マックスで頑張ってる大変だなというのが、私として議員活動を12年間やってきた実感なんです。ですから、それにプラスしてそういう新たな議会の質をつくっていく仕事を分担してやっていくとなると、おっしゃってる1万人に1人というような基準というのであるとか、より高い質によって削減を可能とするということもわかるんですけども、なかなかすぐには厳しいなというのが私の思いです。

ですから、コストの面から削減ということもありますけれども、現行の定数でまずやってみるというの、そういう議会の質を変えるということも先行してやってみるというのもありではないかなというふうにも考えています。

ただ、おっしゃっている意見というの理解できますし、市民の中からそういう、議員の数がやっぱり多いんじゃないのかというような意見というのを出されているということ、たくさんの議員の方々が聞かれてるということなので。

ただ、私自身はあんまり、共産党だからなのかよくわからないんですけども、議員の数が多んじゃないかというふうには、そういう意見というのは直接聞いてないですよ。不思議なことに、これ、メールでもいただいたことなく、逆にちゃんと仕事していると評価していただいていたらいんですけれども。そういう点を含めて、本当は市民アンケートなんかもとりながら、どんなふうに市民の方は思いを持っておられるのかなんていうのも含めて聞いていけたらいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

○**有山正信委員** 補足説明も含めて、うちの会派はむしろ、例えば議員がもっと仕事をしっかりして、地に足着けて議員活動をする。本当に、私個人的にも、うちの会派のメンバーも常日ごろから大変ですけども、むしろ民意を考えたときに、議員さんが本当にもっともっと仕事をしていただいて、また、もっと市民に見える形で仕事をしていくという意味で、仕事の中身をもっと濃くしていかなければならないという民意が私はあると思います。

そういう意味でいうと、例えば4つの委員会があります。今、おおむね8人ぐらいの構成になりますけれども、例えばその4つの常任委員会ですと7人構成にすると28人になるわけですね。それぐらいの質にするというぐらいの意気込みで、我々議員が仕事をしていかなければならないという、そういうことも示していかなければならない。そういう意味では、うちの会派としてはそこに行き着く。定数については、それぐらいのところに行き着いてもいいかと思うんです。

ただ、今、ほかの会派さんから出ているように、まず、我々としてまとめ上げるという意味では、会派としてまずそこに行き着くところの4人の減ということも主張させてもらいましたけれども、考え方として、今の有権者数に合わせた定数の在り方というのは一つの考え方でもあるのかなと。

いずれにしても、定数減は、今、市民感情からすると成し遂げなければならないというふうに考えております。

○**榊田義則委員** 私どもの会派は現行どおりなんですけれども、先ほど来、削減に対しての御意見をいろいろお伺いしたんですが、1万人に1人というものを新スタンダードにしたいというのは、ある程度説得力はあるとは思いますが、ただ、民意が削減方向で、議員が多いから削減方向でという議論にはちょっと違和感がありまして。確かにそういうふうなお声はあるでしょう。しかしながら、今まで議会は何もしていなかったのかということになると、法定数が46人のところから今34人まで、先輩議員方が血を流してこられてるんですね。で、その34人が多いというふうに言われますけど、今までそれだけ議会がやってきたんだということも市民の皆さん方に我々も言わないといけませんし、そのことを知っていただくということも大変重要なことなんだろうというふうに思っています。

したがって、コスト面という形では、議員報酬の部分をまず削減して、先ほど申し上げましたように、おおむね6%強削減すれば、議員定数から2人削減したと同程度の効果もあるということですので、私どもはそういう考えでいるということでございます。

○**池上典子委員** 今、榊田委員のおっしゃった、説明をきちんとしていくというのも、もちろん重要だと思うんです。ただ、民意が削減の方向だから減らしていくというよりも、私どもの会派として議員報酬についても議員定数についても削減を出しておる理由は何かという、今、国も地方も財政的にすごく厳しい状況になってきている、これが皆さんの間違いない認識だと思うんです。そのようなときに、やっぱり議会として、行政ももちろんそうですが、議会としても改革の中に突っ込んでいく、で、改革を成し遂げていくという意志を市民の前に表していくということも、今の時点ではすごく重要なことではないかというふうに私は考えております。

○**広瀬ひとみ委員** その示し方は、報酬削減でもいいんじゃないのかなと、議員の数ではなくてね。報酬をガサッと下げることによって、コストの部分はこれで下げますよということでもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○**池上典子委員** それは多分、それぞれ思いがあると思うんです。ただ、共産党さんの場合、2人増で20%削減という形になってるんですけど、2人議員を増やして20%の報酬を削減すると、大体差し引きゼロぐらいというお話でしたけど、どれぐらいになるのかちょっとお示しいただけたら。

○**広瀬ひとみ委員** ごめんなさい。ちゃんと計算していないんですけども、榊田さんの話によれば6%で2名ということになっているので、12%ぐらいになるということになりますよね。そしたらマイナス8%に当たるのかな。そういう感じになってくるのかなというふうに思うんですけど。

○**池上典子委員** そういう形でそれぞれの会派にそれぞれの思いがあって、それぞれの姿勢があるというふうに思うんです。例えば、共産党さんの2人増やして2割を減らす。また、いろいろうちのように9%を削減してとかという形もあると思うんですけど、うち、報酬の場合についても、9%をとという数字ではなくて、やっぱりこれから厳しい社会状況の中で職員の人件費なんかも下げていく状況もたくさんあると思いますし、議員はそれに最終決断を下すわけですから、部長級、例えば職員の役職に連動するという形で、自分たちの出した結論

もそのまま自分たちも負う、こういう連動の形というのがこれから必要になってくるのではないかなと思ひまして、有権者数とか部長級とかという連動の形をお示したわけです。

○堀井 勝委員長 他に御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本件については、議員報酬はそれぞれ一定削減すべきという会派が圧倒的に多いと思ひますし、それから、議員定数についても一定削減をすべきと、こういう方向が多いように、今、いろいろ皆さんの御意見をお伺ひして感じました。

次回は、具体的な削減幅を含め、さらに御協議をお願いしたいと思ひますが、これでもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀井 勝委員長 特に御意見等もないようです。

最終的には採決もやむを得ないということになるかと思ひますが、できるだけ皆さんの認識を深めていただいて御協議をお願いしたいと、このように思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

○堀井 勝委員長 これをもって、本件についての本日の協議を終結します。

○堀井 勝委員長 次に、派遣議員等の報酬の在り方についてを議題といたします。

本件については、本市単独で措置できる部分、具体的には民生委員推薦会、都市計画審議会、病院事業運営審議委員会の委員報酬・報償金については、通常の議員活動の一環としてとらえ、支給を取りやめることで、皆さんの御意見がおおむね一致していたというように思ひます。

ただ、これらに加え、監査委員、それから農業委員会委員、そして一部事務組合議会議員の報酬をどのように考えるかという課題が残っていたかと思ひます。この点については、前回の委員会において事務局が答弁を保留しておりました事項がございますので、御協議をいただく前に、配付資料の説明とあわせて事務局から発言を求めます。

なお、お手元に配付の会派名の入った表は、本日の協議の内容について各委員でメモをとっていただき、会派に持ち帰って御協議の参考にしていただくためのものがございます。

それでは、式田庶務課長、よろしくお願ひします。

○式田多秀庶務課長 前回の委員会におきまして御質問のありました審議会委員等に関する法令等について、そして公務災害補償について、御説明をいたします。資料の審議会委員等に関する法令等についてをごらんください。

まず、監査委員につきましては、地方自治法で議員のうちから選任するよう規定されております。報酬につきましては、地方自治法及び枚方市報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。

次に、農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律で、「議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内」を選任しなければならぬと規定されています。その報酬につきましては、農業委員会等に関する法律並びに枚方市報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。

続きまして、審議会等委員についてでございますが、まず、民生委員推薦会委員につきましては、民生委員法で、議員から2名以内を市長が委嘱することになっております。その報酬につきましては、地方自治法並びに枚方市報酬及び費用弁償に関する条例で定められてお

ります。

次に、都市計画審議会委員につきましては、枚方市都市計画審議会条例で、議員から市長が委嘱することになっております。その報酬につきましては、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。

最後に、病院事業運営審議会委員につきましては、枚方市病院事業運営審議会規程で、病院事業管理者が依頼または選任することになっております。その委員には、報酬ではなく報償金が決裁処理により支払われています。

最後に、公務災害の補償等についてですが、すべてが議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されることとなります。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 ありがとうございます。

ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。榊田委員。

○榊田義則委員 今、御説明いただいた中で、要は法でいろいろ定められているということなんですが、これを受け取らなくても問題はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○式田多秀庶務課長 その辺につきましては、まず、委員長のお話もありましたように、審議会委員等につきましては、通常の議員活動の一環として考えられるのではないかとということをおっしゃっていますので、その辺で御判断いただいたらいいかと思えます。

○榊田義則委員 ですから、我々が受け取らないという判断をしてもいいんですか。ただ、そのときに法的に問題はないのでしょうか。

○式田多秀庶務課長 ここに書かせていただいていますように、地方自治法等で、報酬を支払わなければならないという形になっております。審議会委員等につきましては、先ほど委員長からお話がありましたように、議員活動の一環として議員報酬の中に含まれるとみなして条例を改正しまして、支給しないというやり方はあるかとは思います。

○池上典子委員 今、お答えいただいたんですけれども、議員活動の一環として受け取らなくても、例えば寄附行為には当たらないということですよ。だから、地方自治法については、報酬を支払わなければならないとなっているが、これをなぜ支払わないかということは、議員としての職務の一環であって、寄附行為ではなくて報酬の中に含まれているというふうな考え方ができる場合には、法的には問題がないということですよ。

○式田多秀庶務課長 そうです。

○池上典子委員 そうですね。そうすると、例えば、民生委員推薦会とか都市計画審議会とか病院事業運営審議会とか、この辺の部分についてはある程度理解できる部分もあるんですけれども、例えば、農業委員会とか監査委員なんかについては、受け取らないことが寄附行為に当たらないのかどうかとか、議員報酬の中に含まれている議員活動の一環として見られるのか、そのことをちょっと教えていただいた方がいいのかなと思います。

○式田多秀庶務課長 条例で報酬を支払うということになっておりますので、もらった分を返納という形では、これは寄附行為になるかと思えます。したがって、条例を改正するということができるのであれば、それは寄附行為に当たらないと。

この民生委員推薦会等の審議会委員のことにつきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、監査委員、農業委員会の仕事という中身を見ましたときには、議員として

の職務とは明確に異なる権能が位置付けられているのではないかと考えられます。そこで一線を引いていただくことができるのかなと考えております。

○堀井 勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○堀井 勝委員長 委員会を再開します。

○堀井 勝委員長 今、説明がございましたが、これに対する御意見はありませんか。広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 今のお話では、監査委員、農業委員会については、それぞれ議員活動とはまた別の、異なった仕事があるよと。あと、審議会の委員については、議員の活動の一つとして見るができるよと、こういう話だったと思うんです。であるならば、取りあえず急いでできることということであれば、この審議会委員のところ議員に払われている報酬の部分を見直すと、この3つについての作業を進めてはどうかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○堀井 勝委員長 今、御意見が出ていますが、他に御意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは、皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、本市単独で措置できる部分、具体的には民生委員推薦会、都市計画審議会、病院事業運営審議委員会の委員報酬、また報償金の支給は取りやめるということで、次回にきっちりと取り決めをさせていただきますと思います。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀井 勝委員長 御異議なしと認めます。

○池上典子委員 委員長、これを取りやめると合意できたんですけれども、次のときに、平成22年度決算でいいですから、どれぐらいの金額が総額で支払われて、どれぐらいの削減額になるのかだけを、ちょっと教えていただきたいと思いますので、これは意見で。

○堀井 勝委員長 事務局はよろしく願います。

つきましては、次回、きっちりまとめさせていただいた上で、中間報告を行い、本委員として関係条例の改正案を提出したいと、このように思います。

委員の皆さんには、今後改めて、本件に関する中間報告案、改正条例案の素案を提示させていただきますので、よろしく願います。

○堀井 勝委員長 これをもって、本件についての本日の協議を終結します。

○堀井 勝委員長 次に、政務調査費の在り方についてを議題といたします。

○堀井 勝委員長 御協議いただく前に、前回までの委員会における各会派の御意見を一覧表にまとめておりますので、事務局から説明させます。委員の皆さんは御確認をお願いします。山下事務局長。

○山下寿士市議会事務局長 政務調査費についてという資料を御参照いただきたいと思います。

まず、自由民主党議員団では、交付額につきましては減額もやむなしということで、使途基準の整理の方が必要だという御意見でありました。

次に、日本共産党議員団では、交付額は現行に問題はないとした上で、昨年の議員研修会の際の内容を参考にして、整理すべき事項については整理が必要という御意見でござい

た。

次に、未来に責任・みんなの会は、交付額よりも、運用方法や使途基準の見直しが必要という御意見でありました。

次に、みんなの党市民会議では、交付額の議論も必要とした上で、使途基準のことが重要だというような御意見でございました。

次に、公明党議員団では、交付額につきましては、41万人都市としては削減されている状況ではあるが、金額のことよりも運用の在り方を考えるべきというような御意見でございました。

次に、民主クラブでは、交付額は現行どおりとし、研修における運用面の基準に係る整理課題を議論すべきだという御意見でありました。

最後に、民主市民議員団では、交付額につきましては増額すべきとし、そして、議員研修における3つの留意事項については精査すべきという御意見でございました。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 今、報告のございました内容について、補足されたいことや、それぞれの会派で検討されて具体的な数字を提示される部分などがあれば、まずお伺いしたいと思います。いかがですか。前田委員。

○前田富枝委員 済みません。交付額の減額もやむなしというふうに、私、前回申し上げたんですけれども、この間の委員会のお話を会派の方に持ち帰らせていただきましたところ、交付額の減額を議論するのであれば、それには乗りますというふうに修正させていただきたいなと思っております。

使途基準についてはこのままで、整理が必要ではないかという内容のとおりです。

以上です。

○堀井 勝委員長 ちょっともう一度聞いておきたいんですが、交付額の減額というのは、皆さんが減額であればその方向でいいということですね。

○前田富枝委員 はい。

○池上典子委員 みんなの党市民会議の方では、交付額の議論も必要というふうにしておりますが、会派の中で一応、現行どおりでいいんじゃないかという話になりました。

使途基準が重要というのは、そのままです。

○山口 勤委員 我が会派は、全体の金額も大事でございますが、まず、交通通信費、例えばガソリン代とか携帯電話、インターネット代を検討すればよいと考えております。

例えば、ガソリン代でございますが、現在は上限1万円ですが、案分率を決めて、何分の1は計上できるとか、このようなことも検討すればよいと思っております。

以上です。

○広瀬ひとみ委員 私どもの会派の方では、額は問題なしということで、前から言わせていただいているとおりです。

研修内容を参考に、整理すべき事項は整理が必要ということで前回言わせていただいているんですけれども、この議会改革調査特別委員会の中でどこまで議論していくのかという話がありまして、その中で、ここで決着を付けておくべき課題というのは、上限を設けているものについてだけ、この特別委員会の中で方向性をはっきりさせて、あと細かな部分につい

ては、その他、各派代表者会議の中とか、そういう形で議論してもいいんじゃないかというふうに考えているところです。

○堀井 勝委員長 次に、本件については、前回の委員会において事務局が答弁を保留していた事項がございましたので、配付資料の説明とあわせて、事務局から発言を求めます。式田庶務課長。

○式田多秀庶務課長 それでは、資料の政務調査費の在り方についてをごらんください。

まず、(1)の政務調査費の交付額(決算)についてでございますけれども、これは、前回の委員会におきまして御質問がありまして、平成20年度から平成22年度までの一覧を掲載させていただきました。各年度とも、全議員33人からの交付申請がございまして、予算額それぞれ2,772万円に対しまして、決算額は、平成20年度が2,675万4,688円、平成21年度が2,588万1,529円、平成22年度が2,645万9,197円でございます。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

○堀井 勝委員長 次に、本日の御協議の前提として、案分率の考え方について、導入事例を提示しておりますので、事務局から説明させます。式田庶務課長。

○式田多秀庶務課長 それでは、先ほどの資料、政務調査費の在り方についての(2)政務調査費における案分についての部分をごらんください。

まず、交通通信費について、案分の考え方を導入しております府内の市や府外の中核市の事例でございます。

上段の寝屋川市及び門真市は、活動実態に応じて1分の1すなわち全額から9分の1の案分率を導入しております。9分の1の考え方といいますのは、議員活動を1としますと、議員活動以外の活動を3分の2、残りの3分の1の議員活動の3分の1が政務調査費の対象となる調査研究活動とみなせるとした、大阪高裁の裁判例に見られるものでございます。

中段の交野市を初めとする4市の事例につきましては、交通通信費の費目につきまして4分の1の案分率を導入されているものでございます。4分の1の考え方は、議員活動以外の活動が2分の1、議員活動を2分の1として、議員活動のうちの2分の1を政務調査費の対象となる調査研究活動とみなせるとした、仙台高裁の判例に見られます。

なお、表にはございませんけれども、大阪府議会におかれましても、交通通信費の一部に、この4分の1案分率を取り入れられているようでございます。

最後に、下段の西宮市は、交通通信費の費目について3分の1の案分率を導入されております。この3分の1の考え方は、議員活動以外の活動、一般の議員活動、政務調査費の対象となる調査研究活動をそれぞれ3分の1とみなせるとした、熊本地裁の裁判例に見られます。

以上でございます。

○堀井 勝委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。榊田委員。

○榊田義則委員 今、この案分率の考え方というか、判例ということで示されたんですけど、最高裁での判例というのは過去あるんですかね。

○式田多秀庶務課長 現時点ではございません。

○堀井 勝委員長 それでは、事務局による考え方の例の提示を踏まえて、本件について、委員間で御協議をお願いいたします。あわせて、交付金額に対する考え方についても、御協議をお願いいたします。梶田委員。

○梶田義則委員 先ほど報告ありましたように、各会派ともおおむね内容は一致していると思いますので、その使途基準、運用方法という部分でどうしていくのかというのを会派の中で議論していただいて、次回に持ち寄ったらどうかというふうに思うんですけれども。

○有山正信委員 政務調査費の在り方について、来年度でというふうな議論も前回もあったと思うんです。それで、今年度中では、議論する場がそんなになかなか、3月議会を踏まえた関係もあって、そういう場がなかなかしんどくなってくるということで、来年度にまず何ができると、この政務調査費の在り方について考えたときに、これを出していただいている。

先ほど、うちの山口委員が言いましたように、交通通信費の案分の考え方なんかは来年度からスタートできるのかなというふうに、今、この御説明いただきながら思いました。確かに今、うちの交通通信費が上限制のいくくりになっておりますので、それについてはちょっと市民の方々に御理解いただけない面があるのかなと懸念する部分もありますので、それぞれの会派の中で、案分率を含めて、交通通信費をまずどういう考え方で来年度から運用するかというふうなことに、少し絞り込んだ方が現実的なのかなというふうに、今、考えます。

○木村亮太委員 今、委員長から、交付金額と運用方法と2点御議論くださいというお話があったと思うんですけれども、まず、別々に議論をした方がいいなというのが一つあるのと、額に関しては、会派でお出ししていただいているところを見ますと、大勢を占めているのが現行どおりですので、こちらに関しては、今回もしくは次回あたりで、まず額だけは今年度中の結論としては現行どおりなのかというのを確認すればいいんじゃないかなと感じております。

運用の方に関しては、有山副委員長もおっしゃっていたように、交通通信費というところだけポイントを絞って、今年度中、3月中に、案分にするのか、今までどおり上限方式でやるのかというところを決めていくようなスケジュールで動いてみてはいいかなと感じております。

以上です。

○池上典子委員 同じような意見なんですけれども、交付額については現行で問題なしというのが5会派から出ておりますし、3月末は報酬と定数を精力的にやっていくという、委員会合意も得た部分もありますので。この7万円という交付額についてだけですよね、条例改正が必要なものは。ということで、取りあえず条例に関する現行の7万円をどうするかという部分については、増額とか減額やむなしとかという言葉もありますけれども、これについて3月までに決めて、どっちにしても案分比率なんかは今年度はちょっと難しいと思いますので、来年度、だからことしの夏ぐらいまでにきちんと決めていったらいいんじゃないかというふうに思っております。

○堀井 勝委員長 先ほど、打ち合わせ会でスケジュールについていろいろ御議論いただきましたんですが、政務調査費の在り方についても3月末と、こういうことで案が示されて、そのことについては何ら御意見がなかったと思いますが、今、議論が出ているのは、3月末までには議員定数や報酬の在り方についてやっていかなければということがあって、政務調査

費についてはもう少しこのスケジュールの表から延ばしてはどうかと、こういう御意見なんです、いかがですか。広瀬委員。

○**広瀬ひとみ委員** いや、私は、政務調査費の交通通信費の上限部分をどうするのかということまで含めて、3月ちょっとずれても大丈夫なのかなと。そこぐらいには決着を付けられたらいいなと思ってますけれども。

○**池上典子委員** 本当に皆さんの考え方がそういう形で、今年度で決着を付け、来年度に適用していくんだという部分であれば、別に異存はございません。

○**堀井 勝委員長** それでは、政務調査費の在り方については、一応、その上限枠の決まっている部分については、3月末にできるだけ集約に努力をしていくということで、いずれにしても来年度から実施できるように決着をしていくと。その他、まだ細かい部分はたくさんありますので、これはもうちょっと時間をかけてやっていかざるを得ないだろうというように思いますので、そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**堀井 勝委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、本件については、申し上げたようにさせていただきたいと思います。

○**木村亮太委員** 済みません。確認と提案になるんですけれども。

政務調査費の案分率を次回以降に議論していくというお話になったかと思うんですけれども、ここの政務調査費のマニュアルを拝見しますと、交通通信費というのが、交通費というところで運賃、ガソリン代、駐車場代、高速代で、通信費に関しては固定電話代、携帯電話代、インターネット関連経費というふうに各項目に分かれております。それで、寝屋川市さんの場合でも、案分率9分の1を適用しながらも、例えば固定電話、インターネット接続料であったりは、会派控室であったら1分の1とか3分の1とかというふうに細かく分かれていると思うんですね。これを次のところでどこまで会派の意見をまとめてきたらいいのか、どのようにしたらいいのかなという確認とともに、ここら辺の表みたいなものを作って、各会派で何分の1にするのかというのを埋めて事前にまとめて、次回の議会改革調査特別委員会までに共有できるような形にできればというところがあるんですけれども、いかがでしょうか。一度、委員長、副委員長、議会事務局等で御検討いただければと思います。

○**堀井 勝委員長** 今の御提案ですので、事務局とも、また副委員長ともよく相談をして、何か正副委員長の方で提示できるものがあれば提示させていただくということもやぶさかでないと思いますが、いずれにしても、皆さんそれぞれ会派を代表して出てきていただいているわけですから、やっぱり会派の御意見重視ということでやっていただいたらいかがなものかなというように思いますので、その点も含めて、またそれぞれ相談させていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○**堀井 勝委員長** 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

(午後0時14分 散会)

委 員 長 堀 井 勝

議 長 松 浦 幸 夫